「米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性」に係る食品健康影響評価について

## 新旧対照表

修正箇所	新	IB	修正理由
	(12月8日)	(11月2日)	
3 頁、16 行目	<u>要請</u> 事項	<u>要望</u> 事項	誤記のため、修正。
5 頁、22 行目	人の健康に及ぼす影響	人の健康 <u>危害</u> に及ぼす影響	正確な表記に変更。
14 頁、20 行目	国内牛の暴露 <u>・増幅</u> リスク を評価する場合	国内牛の暴露リスクを評価する場合	正確な表記に変更。
18 頁、4 行目	<u>開始</u> した	<u>実施</u> した	正確な表記に変更。
20 頁、13 行目	24 ヶ月 <u>齢</u>	24 ヶ月 <u>例</u>	誤記のため修正。
22 頁、7 行目	<u>3</u> 頭/11 万頭	<u>2.9</u> 頭/11 万頭	正確な表記に変更。
22 頁、18 行目	3/8 万 <u>頭</u> ×90 万頭	3/8 万×90 万頭	誤記のため修正。
25 頁、21 行目	食肉検査官が	食肉検査官 <u>(文献)</u> が	誤記のため修正。
27 頁、9 行目	と畜 <u>検査員</u>	と畜 <u>監視員</u>	誤記のため修正。
28 頁、下	英国 <u>及びドイツ</u> で大規模	英国で大規模なサンプリン	誤記のため修正。

参考文献	のと混合され得る場合な ど、 本文を精査し、参考文献を	混合され得る場合など、	を踏まえて修正。
33 頁、下から3行	肉等が <u>21</u> ヶ月齢以上のも	処理・分別過程において牛肉 等が <u>20</u> ヶ月齢以上のものと	審議結果案に対して寄せられた意見
33 頁、下 から14行 目	米国及びカナダでの BSE の <u>暴露・</u> 増幅を止めるに は、	米国及びカナダでの BSE の 増幅を止めるには、	正確な表記に変更。
32 頁、9 行目	輸入 <u>の対象となる出生証</u> 明可能な牛は、	輸入 <u>規模の上限</u> は、	専門委員の指摘を 踏まえて修正。
31 頁、8 行目及び 33 頁、下 から10行 目	輸出 <u>プログラム</u>	輸出 <u>規制</u>	誤記のため、修正。
30 頁、1	BSE 検査により <u>BSE 感染</u> <u>牛が</u> 発見される可能性は 非常に低いと考えられる。	BSE 検査により発見される 可能性は非常に低いと考え られる。	正確な表記に変更。
29 頁、9 行目及び 13 行目	BSE プリオン	<u>異常</u> プリオン	正確な表記に変更。
29 頁、10 行目	英国及び我が国の実験結果がある。英国の感染実験では、	英国及び我が国の実験結果がある。英国の感染実験では、	誤記のため、修正。
から 21 行 目	なサンプリング実験が継 続されている。また、英国 では	グ実験が継続されている。 また、英国 <u>及びドイツ</u> では	

注:上記以外に句読点、活字のフォントや誤字・脱字及び用語の説明に係る文言の整理を実施。